

最大
30
万円。

ひらかた
枚方
住
んだら

新婚さん、



補助の対象

- 住宅取得費用（土地取得費用を除く）
 - 賃借費用（賃料・共益費・敷金・礼金・仲介手数料）
 - 引越費用（業者へ支払った分のみ）
- に最大30万円の補助が受けられます。

市HPはこちら⇒



<https://www.city.hirakata.osaka.jp/0000011510.html>

対象者

以下を満たす世帯（主な要件）

- ☑ 令和3年4月1日から令和4年3月31日の間に婚姻届を提出している。
- ☑ 婚姻時の年齢が夫婦ともに40歳未満（39歳以下）である。
- ☑ 結婚して枚方市内に住む。
- ☑ 令和2年の夫婦の所得の合算が400万円未満である。（申込み時に無職であれば所得を0円とします。）

※「所得」と「収入」は異なります。（年収での目安は約540万円未満です。）

※枚方市パートナーシップ宣誓制度のご利用世帯も対象となります。

申込

令和4年3月末までに市子ども青少年政策課に必要書類を提出。

事前に仮申込みができる場合がありますので、お早めに子ども青少年政策課までご相談ください。

詳細は市ホームページまたは子ども青少年政策課窓口にて配布する申込概要をご確認ください。

■ 申し込み・問い合わせ先 枚方市 子ども青少年政策課（市役所別館5階）
☎ 072-841-1375 FAX 072-843-2244 kodosei@city.hirakata.osaka.jp